

## 第6章 その他の環境汚染対策

### 第1節 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の処理、処分事業については、昭和45年度から事業に着手しているが、その概要は次のとおりである。

#### 第1 産業廃棄物処理法の施行

昭和45年12月に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律が昭和46年9月から施行され、産業廃棄物処理についての事業者責任の原則が明定された。

本府では、この法律の趣旨にそって事業者自身の責任で適正な処理を行なうよう指導するとともに、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の届出等新たに加えられた事務の施行について、関係機関との調整その他の諸準備をすすめ、また、広報ポスターの配布、法律説明会等の開催による法律の趣旨徹底に努めた。

#### 第2 調査研究

昭和46年度においては、次の調査研究を実施した。

- ア 処理センターへの持込基準の設定および廃棄物の迅速測定法に関する調査研究
- イ 公害防除方法と生物系への影響に関する研究（排ガス処理に関する研究）
- ウ 廃棄物処理方法の開発に関する調査研究

#### 第3 広域処理対策の推進

地域が狭く、中小企業が集中しているという特殊な事情のある大阪では、最終処分の段階に至るまですべて事業者のみの手で適正に処理させることは困難である。この意味から本府では、事業者責任の原則をふまえながらも、地方公共団体として広域的、総合的な観点から産業廃棄物処理を実施するため、大阪市と協議して、昭和46年2月、府市共同出資による財團法人大阪産業廃棄物処理公社を設立する一方、昭和45年度に引き続き堺第7-3区において第1期護岸および造成工事を実施した。その進捗状況は表-85のとおりである。

表-85 産業廃棄物処理進捗状況

:百万円)

年 度 事 業 名	昭和45年 度		昭和46年 度	
	内 容	事 業 費	内 容	事 業 費
用地造成	6,160m <sup>2</sup>	182	44,540m <sup>2</sup>	1,143
えん堤	315m	618	488m	982
計	—	800	—	2,125

#### 第4 大阪産業廃棄物処理公社事業

昭和46年度における(財)大阪産業廃棄物処理公社事業は、次のとおりである。

ア 廃棄物処理処分に伴う調査研究

イ 排出者との調整

ウ 施設整備に伴う廃棄物の受け入れ体制の検討

#### 第5 今後の進め方

大阪府下から排出される全産業廃棄物の約80%を占めると予想される建設廃材等の処分については、内陸部に最終処分地を確保することが困難な状況にあるので、現在堺第7-3区で施工中の第1期工事の完成をまって、地元市の協力を得たうえで対処する予定である。

施設整備としては、昭和50年の完成を目指すに堺第7-3区全体の護岸工事をすすめる一方、中間処理を必要とする産業廃棄物の処理については、公社を中心に事業計画を定め、産業廃棄物処理計画の中での位置づけをも十分考慮しながら、事業の具体化を図る予定である。

### 第2節 土壌汚染対策

#### カドミウム環境汚染対策

##### I 高槻市地区(如是、富田地区)カドミウム環境汚染対策

###### (1) 農家対策

本府としては、保有米対策、営農対策等の体制をとったが、地元においては、カドミウム公害対策委員会を結成し、発生源企業である松下電子工業(株)と協議のうえ自動的に必要な措置をとっている。

###### (2) 保健衛生対策

厚生省令に定める「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」に準拠して、環境調査地区内の農家で0.4ppm以上のカドミウムが含まれている産米をもつ農家

および当該調査地区的住民について健康調査を実施した。

第一次健康診断は、当該調査地区に居住している1,111名を対象に受診を呼びかけたが、受診者は416名であり、そのうち尿たん白陽性者43名については、さらに精密健康診断を実施し、「大阪府公害健康調査専門委員会議」において検討した結果、慢性カドミウム中毒による障害等はなかった。

### (3) 発生源対策

調査地区に関連する29工場について立入検査を実施した結果、松下電子工業㈱高槻工場が発生源であることが判明した。

当工場ではすでに排水処理施設を設置しており、カドミウムの排出基準(0.1 ppm)を遵守していたが、府においてはさらに排出カドミウム濃度を0.01 ppm以下にするよう指導した。その後も隨時立入検査を実施し、監視を強化している。

## 2 八尾地区（久宝寺、加美、巽地区）および高槻市地区の環境汚染の追跡調査結果に基づく対策

### (1) 農家対策

昨年度と同様、汚染米対策、営農対策、保健対策、融資措置を実施した。

### (2) 補償対策

八尾市久宝寺地区については、公害紛争処理法に基づく調停の申立てにより、現在、大阪府公害審査会で調停審理中であり、東大阪市長瀬地区については、調停の申立てを準備中である。

なお、大阪市地区（加美、巽地区）においては、大阪府、大阪市のあっせんにより、発生源企業5社が、汚染米処分による損害など企業側が負担すべき経費を一部拠出し、その後、当事者間で自主交渉を継続中である。

また、高槻市地区においても地元委員会と発生源企業との間で自主交渉を継続中であるので、府としても早期解決を図るため必要に応じてあっせんに努めることとしている。

### (3) 健康調査

大阪市地区（加美、巽地区）の住民694名について第1次検診を実施し、うち33名について第2次検診を行なった結果、慢性カドミウム中毒の疑いのある者はいなかった。

### (4) 発生源調査

すでに判明している星電器製造㈱、寺崎電機製作所ほか約500余工場に立入検

査を実施した検果、新たにシャープ㈱電化事業部、脇坂科学鍍金工業㈱、東洋メタル㈱の3社が判明した。

### 第3節 PCB環境汚染対策

PCBによる環境汚染調査については、昭和46年11月以降実施し、そのうち食品、母乳および河川等の底泥の一部についての分析結果(府立公衆衛生研究所において分析)が出たので、府ではただちに昭和47年3月大阪府公害健康調査専門委員会議にPCB小委員会を設置し、母乳汚染による乳児の健康問題を中心として種々の対策を講じた。

このうちPCBが検出された母乳を授乳していた乳児15人の健康調査を実施した結果、現時点において心身の発達は正常で特記すべき異常は認められなかった。

なお、今後ともPCB汚染の実態を把握するため食品、母乳、水道水源等のPCB汚染調査を実施していく方針である。

一方、廃油流出による上水道水源のPCB汚染が判明したことに伴い、PCB等有機塩素系化合物の規制等について関係省庁に要望した。また、表-86に示すとおり、食品、母乳等にかなりのPCBが検出されたことを重視して、さらに関係省庁に対しPCBの使用の全面禁止を含めた完全な規制対策等について要望した。

表-86 PCB汚染調査結果

検体名	検体数	測定値	備考
魚介類	45	検出せず～2.2 ppm	
卵	9	0.02～0.11	
牛乳	36	0.01～0.04	
野菜類	43	検出せず～1.0	
肉類	23	痕跡～0.14	
特殊調整粉乳	12	痕跡～0.2	
ベビーフード	12	痕跡～0.03	
母乳	15	0.1～0.7	第1回目
"	9	0.03～0.24	第2回目
河川・湖沼の底泥等	309	検出せず～1.99	